



県章

三重県公報

平成17年6月14日(火)

第1684号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉総務室) 2

告示

- 介護保険法の規定による介護老人保健施設の許可……………(長寿社会室) 2
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出……………(観光・交流室) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防室) 4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(下水道室) 4
- 同伴……………(同) 5

海調委告示

- 漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催……………(海区漁業調整委員会) 5

監査委員公表

- 監査結果の公表……………(監査委員) 6
- 同伴……………(同) 9

公告

- 一般競争入札を行う旨……………(統計調査室) 12
- 同伴……………(同) 14
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(NPO室) 16
- 同伴……………(同) 16
- 同伴……………(同) 17
- 同伴……………(同) 17
- 調理師試験の実施……………(業務食品室) 17
- 製菓衛生師試験の実施……………(同) 18
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農地調整室) 18
- 同伴……………(同) 19
- 土地改良区役員の就任の届出……………(同) 19
- 同伴……………(同) 19
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) 19
- 同伴……………(同) 20
- 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 20
- 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧……………(同) 20
- 同伴……………(同) 20
- 同伴……………(同) 21
- 一般競争入札を行う旨……………(農水産物安全室) 21
- 同伴……………(情報基盤室) 23
- 都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨……………(下水道室) 24
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築開発室) 25
- 宅地開発事業に関する工事の完了……………(同) 25

特定調達公告

- 落札者を決定した旨……………(税務政策室) 26

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(雇用・能力開発室) 26

正 誤

平成17年6月7日付け三重県公報1682号..... (公共用地室) 27
平成17年3月31日付け三重県公報号外..... (企業庁) 27

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年六月十四日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和四十年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の(二)口中「一、四三三、〇〇〇円」を「一、三八五、〇〇〇円」に改め、同表一の(二)中のくを「し、ホをくとし、二の次に次のように加える。

ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるように

別表一の六の口中「五一九、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表八のイ中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。」「(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」といふ。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。」に改め、同表八のハ(イ)を次のように改める。

(イ) 教科書代

小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第一条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

別表一の八のハ(ロ)に次のように加える。

高等学校等生徒 一人当たり 四、八〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第510号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を許可しました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の主たる事務所の所在地	申請(開設)者の代表者氏名	許可年月日	入所定員
2451280032	介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘	伊賀市ゆめが丘4丁目1-5番地	医療法人社団 岡波総合病院	三重県伊賀市上野桑町1734番地	猪木 令三	平成17年6月1日	100

三重県告示第511号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつ

ては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容 (日本語により、意見の理由を含めて記載する。)] を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水工商部観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成17年6月14日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ上野小田店
伊賀市小田町字泥畑274番地外 4 筆

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
変更前	マックスバリュ中部株式会社	松阪市大口町185番地の 1	中西 進
	有限会社いむろ	伊賀市上野中町3031番地	伊室 純義
	山岡 将宣	伊賀市八幡町2000	
	有限会社グリーンモールオカモリ	伊賀市緑が丘1658番地の 1	岡森 泰造
	株式会社東洋薬局	津市上弁財町津興3174	舌古 宏
変更後	マックスバリュ中部株式会社	松阪市大口町185番地の 1	中西 進
	有限会社いむろ	伊賀市上野中町3031番地	伊室 純義
	山岡 将宣	伊賀市八幡町2000	
	株式会社東洋薬局	津市上弁財町津興3174	舌古 宏

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
変更前	マックスバリュ中部株式会社	午前10時 (年間100日は午前9時)	午前0時
	有限会社いむろ	午前10時 (年間100日は午前9時)	午後9時
	山岡 将宣		
	有限会社グリーンモールオカモリ		
	株式会社東洋薬局		
変更後	マックスバリュ中部株式会社	午前9時 (年間100日は午前8時)	午前0時
	有限会社いむろ	午前10時 (年間100日は午前9時)	午後9時
	山岡 将宣		
	株式会社東洋薬局		

(3) 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前 午前9時30分から午前0時30分まで (年間100日間は午前8時30分から午前0時30分まで)

変更後 午前8時30分から午前0時30分まで (年間100日間は午前7時30分から午前0時30分まで)

3 変更する年月日

平成15年12月1日 2の(1)の事項

平成17年6月20日 2の(2)及び(3)の事項

4 変更する理由

テナント業者の退店、営業機会の拡大及び周辺住民の利便性の向上のため

5 届出の日

平成17年6月2日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光・交流室
伊賀県民局農政商工部

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成17年6月14日から同年10月14日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第512号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防室、紀南県民局建設部及び熊野市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

新出町地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

熊野市木本町字要害及び字赤坂、同市井戸町字赤坂

3 区域の土地の表示

熊野市木本町字要害336番1、336番2の一部、639番4、639番5の一部、639番14の一部、642番1、642番2、643番1、643番2、645番3の一部、645番4の一部、645番5の一部、645番6の一部、645番7、645番10の一部、645番11、645番12の一部、645番13の一部、646番の一部、647番の一部、648番2の一部、695番1、695番2及び695番3並びに字赤坂648番1の一部、648番3の一部、648番4、648番5の一部、648番6、648番7の一部、648番9の一部、648番10の一部、648番11の一部、648番12の一部、648番13の一部、648番14、696番39の一部、696番68の一部、696番69の一部、696番74の一部及び696番77の一部並びに井戸町字赤坂794番4の一部、800番12の一部、800番13の一部、805番1、805番7の一部、805番14の一部、805番34の一部及び805番39の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 施行者の名称

伊勢市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業
流域関連伊勢市公共下水道

3 事業施行期間

平成2年8月10日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年三重県告示第481号及び平成14年三重県告示第740号の事業地に竹ヶ鼻町字東垣内、字南垣内、字西垣内、字北垣内及び字西ノ口、小木町字須賀野、字曾祢及び字曾祢社東、一之木1丁目、一之木2丁目、一之木3丁目、一之木4丁目、一之木5丁目、宮後1丁目、宮後2丁目、宮後3丁目、岡本2丁目、一志町、大世古1丁目、大世古2丁目、大世古3丁目、曾祢1丁目、曾祢2丁目、宮町1丁目、宮町2丁目並びに八日市場町を加え、大湊町字浜新地、神社港字屋敷前、竹ヶ鼻町字東新田、字釜屋所、字東北ノ口、字鶴ヶ森及び字亀ヶ池、小木町字高野及び字古城、船江1丁目、船江2丁目、船江3丁目、船江4丁目、河崎1丁目、河崎2丁目、吹上1丁目、吹上2丁目、本町並びに岡本1丁目において事業地を変更する。

三重県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 施行者の名称

御園村

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業
流域関連御園村公共下水道

3 事業施行期間

平成11年7月13日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年三重県告示第349号及び平成14年三重県告示第671号の事業地に三重県度会郡御園村大字小林字船越山、字外町、字湊道、字平野、字堂前、字船倉、字里中、字屋敷跡、字中道、字崩、字宮ノ前、字塚所、字西川原及び字前新畑、大字上條字役屋敷跡、字柳原、字北中島、字東村、字番城屋、字古新畑、字山起、字尾立、字細野及び字上條新田、大字王中島字王中島新田、大字長屋字溝畑、字堤外、字里中、字樹木、字西辻、字宮川垣外及び字小向並びに大字高向字井の口、字落合、字上三本松、字潜子、字上蓼原及び字下三本松を加え、大字新開字西裏及び字中野、大字王中島字溝ノ口、字里東、字紺屋垣外、字里浦、字東條、字里前、字社前、字中野、字垣溝及び字大堀、大字長屋字城、字東浦、字下里中、字脇之田、字稲場、字桜本、字喜佐野、字万條及び字吉祥並びに大字高向字置土、字沖川原、字南世古、字高野、字一丁畑、字下千田、字西新出、字的場、字野池及び字小橋地内において事業地を変更する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成17年6月14日

三重海区漁業調整委員会会長 近 藤 助 夫

- 1 期 日 平成17年6月27日（月） 午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 三重県津市栄町1丁目954 三重県民サービスセンター4階
三重海区漁業調整委員会委員室
- 3 目的及び内容 次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、利害関係を有する者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
区画漁業 (真珠養殖業)	度会郡南島町古和浦内天神鼻の地先海面
定置漁業 (ぶり定置漁業)	志摩市志摩町和具大島の地先海面

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成17年6月14日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	西	塚	宗	郎
三重県監査委員	吉	川		実
三重県監査委員	秋	月		功

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成17年4月9日
- 2 請求人 住所 桑名市藤が丘4丁目611
氏名 大東 孝司

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成17年4月28日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県教育委員会事務局の職員の陳述を聴取した。

第4 監査委員の退任及び就任

福田慶一監査委員及び乙部一巳監査委員は平成17年5月12日に退任し、西塚宗郎監査委員及び吉川実監査委員が同月13日に就任した。

第5 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査第57号
平成17年6月7日

請求人 大東 孝司 様

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	西	塚	宗	郎
三重県監査委員	吉	川		実
三重県監査委員	秋	月		功

住民監査請求について

平成17年4月9日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

なお、本件請求の審査に加わった福田慶一監査委員及び乙部一巳監査委員は平成17年5月12日に退任し、西塚宗郎監査委員及び吉川実監査委員が同年5月13日に就任しました。

記

第1 監査の請求

1 請求の趣旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

- (1) 桑名市立陵成中学校（以下「当該中学校」という。）において、平成16年4月30日午後2時よりPTA総会（以下「当該PTA総会」という。）が開催された。それ以前の4月10日、請求人は当該中学校の校長を訪ね、平日にPTA総会を開くのは法律に違反しており、PTAはボランティア活動であるから教職員は休暇を取らない限り参加できないことを伝えたが、当該PTA総会は予定どおり行われた。当該PTA総会后、桑名市の情報公開制度を利用して当日の当該中学校の出勤簿を取り寄せたが、校長をはじめ出席したほとんどの教職員は休暇を取っていないことが明らかとなった。
- (2) PTAは任意団体であり、法律により参加が義務付けられているものではない。また、請求人が調べた

いかなる教育関係法令にも、PTAの行事に参加することが公権力の行使の一環であると読み取れるところはなかった。すなわち教職員による勤務時間中のPTA活動には法的根拠がなく、慣例により行われてきたもので、参加する場合は休暇を取得すべきであり、休暇を取得せずに参加したことは職務専念義務を定めた地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に違反している。

- (3) また、PTAは社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条にいう社会教育関係団体であるが、社会教育法第12条には、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、（中略）その事業に干渉を加えてはならない。」と規定されており、教職員が公務としてPTA活動に参加することは、この「干渉」にあたり同法に違反するものである。
- (4) 以上のことから、平成16年4月に、当該中学校教職員に県から支払われた給料のうち、当該PTA総会参加に係る部分は違法な公金の支出であるので、三重県教育委員会（以下「県教委」という。）に対し、当該部分の給料を県に返還させるとともに、県内の公立学校に対し勤務時間中のPTA総会への参加を禁止するよう勧告することを求める。
- (5) PTA総会を平日の勤務時間中に開催すれば、請求人のように仕事を持っている者は参加することができない。ちなみに10年以上前に、四日市高等学校ではPTA総会が勤務時間中に行われていたので、止めるよう申し入れると、翌年から土曜日の午後に開かれるようになった。また、請求人が、県外の知人10人に電話でPTA総会の開催日を問い合わせたところ、10人すべてが土曜日の午後であると回答している。

2 監査対象事項

監査対象事項については、「当該中学校の教職員に対し支払われた平成16年4月分の給料のうち、当該PTA総会参加に係る部分の支払が違法又は不当な公金の支出にあたるか。」とした。

なお、住民監査請求においては、対象となる財務会計行為を個別具体的に特定することが必要であるとされている（最高裁判平成2年6月5日判決参照）。請求人は、当該中学校を含む公立学校教職員の、時効までの過去の勤務時間内のPTA活動に係るすべての給料の返還についても求めているが、具体的な財務会計行為の特定がされているのは、当該PTA総会のみであることから、当該PTA総会に係るもののみを監査の対象としたものである。

3 対象部局の監査

平成17年4月25日及び同年5月24日に県教委事務局の監査を実施した。

4 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成17年5月18日、桑名市教育委員会及び当該中学校から事情を聴いた。

第2 事実関係の調査

1 PTAについて

PTAは、Parent-Teacher Associationの頭文字をとったものであり、保護者と教師により構成された、学校とは別の任意団体である。PTAの目的、性格については、昭和42年6月23日の社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」において見解が示されており、「父母と先生の会（PTA）は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」とされている。

また、昭和46年4月30日の社会教育審議会答申では、「両親と教師によって作られている父母と先生の会（PTA）」は、社会教育関係団体のうちの「構成員の学習・向上を主とする団体」の一つであると分析しており、PTAも社会教育法第10条に定める社会教育関係団体の一つであるとされている。

2 公立学校職員がPTA行事へ参加する場合の県の取り扱い

- (1) 一般的に、教職員が勤務時間内に学校とは別の任意団体の活動に参加する場合は、休暇を取得して参加することになる。PTAも第2の1のとおり、学校とは別の任意団体であるが、PTAの場合、その活動内容は学校教育と密接に関係しており、その活動への参加に関しては、条例等に基づき次のように取り扱われている。
- (2) 「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成7年3月15日三重県条例第2号。以下「条例」という。）では、第15条で、「選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合として規則で定める場合」は特別休暇を取得することができることとされ、この規定を受けた「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（平成7年3月15日三重県人事委員会規則・教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第12条第26号において、「職務と

の関連が特に密接であると認められる団体で研究を目的とするもの又は指導育成を行うことを適当とするものの業務に参加する場合」は、「その都度必要な期間」特別休暇を取得することができる」と規定されている。

さらに、規則の具体的な運用を定めた「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成7年3月28日教教第220号。以下「運用通知」という。）の「第10 22 規則第12条第26号(2)」において、「職務との関連が特に密接であると認められる団体」で「指導育成を行うことを適当とするもの」とは、「PTA、学校体育団体等職務に直接関連し、その指導育成を行うことが学校教育の振興につながるもの」と規定されているところから、教職員がPTA活動に従事する場合は特別休暇が取得できることとなっている。

- (3) 一方、運用通知「第10 22 規則第12条第26号(3)」において、「本号の規定は、これらの団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、その場所により出張又は通常の勤務として取り扱ってよい。」とされており、PTA行事に参加するすべての場合が特別休暇の対象となるのではなく、公務として取り扱ってよい場合もあり、公務とするか、特別休暇を付与すべきかの判断は、個々の具体的事例により、校長が判断するものとされている。

3 当該PTA総会の状況

- (1) 当該中学校のPTAは、生徒保護者及び教職員約600人から構成され、人権教育講座等講習会の開催、広報紙の作成、校区内のパトロール、ホームページの開設等、当該中学校の教育に関連した事業を実施している。

- (2) 当該PTA総会へ参加した当該中学校教職員は、当時在籍していた常勤職員36名（育児休業等で長期不在の者3名を含む。）のうち、出張、生徒指導等で参加しなかった者を除いた、校長以下26名であり、全員が公務として出席した。

当該中学校では、教職員がPTA活動に従事する場合、条例、規則、運用通知の定めるところにより、校長が公務であるか否かを判断することとしており、PTA総会については公務扱いとし、勤務時間内に行われるPTA行事には、学校との共催行事を除いては教職員は参加しておらず、参加するにあたり教職員が特別休暇を取得した例はないとのことであった。

- (3) 当該PTA総会は、平成16年4月30日金曜日の午後2時から開催され、平成15年度の会務・決算報告、役員改選、平成16年度の事業計画・予算案等が議題として提出され、審議されたが、それに先立ち、当該中学校の校長の挨拶及び当該中学校の教職員一人ひとりについて、氏名、学級担任やクラブ顧問等の学校での担当業務等の紹介がなされた。参加した教職員の大半は、紹介が終わった後も、総会が終了するまで会場内に着席していたが、これは、教職員もPTA会員であるということも一つの理由であるが、こうした総会の場合は、保護者の学校に対する考えや要望を把握するよい機会であり、また質疑がなされた場合、参加した職員は学校の職員としての立場での対応を求められるものであることから、公務として出席したとのことであった。なお、保護者からの意見、質疑は実際にはなく、当該PTA総会は、校長挨拶及び教職員紹介を含め、約40分で終了した。

- (4) 当該中学校のPTA総会が平日に開催されているのは、当該中学校が開催する授業参観及び学年懇談会と同日に開催することによる保護者の来校への負担軽減、併催することによるPTA総会への多数の参加者確保、当該中学校の教育課程との調整等の理由によるものであるとのことであった。また、桑名市教育委員会の調べでは、同市内の中学校9校のうち、平日と振り替えて休日にPTA総会が開催された学校は1校で、当該中学校を含む8校は、平日の勤務時間内に開催されているとのことであった。

第3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、当該PTA総会に出席した当該中学校教職員に対する給料の支出が違法又は不当な公金の支出にあたることは認められない。

したがって、請求には理由がないものと判断し、本件請求はこれを棄却する。

2 結論に至った理由

- (1) 請求人は、PTAは任意団体であり、その活動はボランティアで行うべきであるので、教職員が勤務時間中に休暇を取得せずにPTA総会に参加することは、地方公務員法第35条に定められた地方公務員の職務専念義務に違反するとしている。

確かにPTAは学校とは別の社会教育関係団体であり、条例に特別休暇の制度が規定されていることからみても、その団体の活動を勤務時間中に行うことはできないものと解する。

しかし、例えば、保護者に対する学校の教育方針の説明や、学校の各業務及びその担当者の紹介などは、学校の業務といえるものであり、それらについてPTAへの説明や調整にあたる教職員はPTA会員としてではなく、学校職員としての立場で行うものであり、公務の遂行であると認められることができる。

当該PTA総会においては、第2の3のとおり、当該中学校長の挨拶及び教職員の紹介が行われているが、これは上記の判断のとおり学校の業務であると認められ、公務であると判断できるものである。

また、校長挨拶及び教職員紹介に引き続き行われた、PTAの予算案の審議、役員を選出等の議事はPTA自体の活動に関するものであり、それ自体は公務とはいえない内容である。しかし、当該PTA総会では実際にはなかったものの、こうしたPTA総会等では、PTAの議事を通して保護者からの学校に対する意見や学校としての見解を求める質疑がなされることも考えられ、教職員にとっては、保護者の考え方やニーズを把握することができる機会であるとともに、学校に対する質疑があった場合、参加した教職員は学校の職員としての立場で回答を求められることからみても、その参加に公務性がまったくないとはいえない。当該中学校の教職員もPTA会員であり、それが当該PTA総会に参加した理由の一つでもあるが、当該PTA総会への参加について、公務性をまったく否定することはできないものと判断する。

なお、請求人がいうように、PTA総会を勤務時間外に開催している学校もあるが、それは各学校や地域の固有の事情により、各学校のPTAが判断されていることであって、その是非についてここで監査委員が判断すべき事柄ではないと解するところである。

以上のことから、当該中学校の教職員の当該PTA総会への出席は、公務でなかったとはいえず、従ってその部分に対して支払われた給料が違法又は不当な公金の支出に該当するとは認められない。

- (2) また、請求人は、教職員が公務としてPTA活動に参加することは、社会教育法第12条に規定する、国及び地方公共団体による社会教育関係団体の事業への干渉にあたり、違法であると主張している。

社会教育法は、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする」(第1条)ため定められた法律であって、国及び地方公共団体に対しては、社会教育の奨励のための環境整備をすることを任務とし、学校教育との連携の確保に努め、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をすることを求めている。社会教育法第12条の規定は、国及び地方公共団体による社会教育関係団体への統制的支配、事業への干渉を禁じているものであるが、この規定は社会教育関係団体に対する国及び地方公共団体の在り方を示したものであるとされているところである。

PTAの場合、親と教師とが協力して児童生徒の健全な成長を図るという設立目的を達成するためには、学校側との連携、意思疎通を欠いては実効ある活動はなしえず、当該PTA総会への当該中学校の教職員の参加は、こうした意思疎通を図り情報交換を行うためであり、公務として参加したとしても、そのことによって当該PTAの自主性、自立性が脅かされるおそれがあるといった事情が認められるわけではなく、社会教育法第12条にいう社会教育関係団体の事業への干渉にあたるものではないと判断する。

監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成17年6月14日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	西	塚	宗	郎
三重県監査委員	吉	川		実
三重県監査委員	秋	月		功

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成17年4月13日
- 2 請求人 住所 津市南中央26-8
氏名 福澤 空也

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成17年5月16日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県警察本部の職員の陳述を聴取した。

第4 監査委員の退任及び就任

福田慶一監査委員及び乙部一巳監査委員は平成17年5月12日に退任し、西塚宗郎監査委員及び吉川実監査委員が同月13日に就任した。

第5 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査第60号
平成17年6月7日

福澤空也様

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	西	塚	宗	郎
三重県監査委員	吉	川		実
三重県監査委員	秋	月		功

住民監査請求について

平成17年4月13日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

なお、本件請求の審査に加わった福田慶一監査委員及び乙部一巳監査委員は平成17年5月12日に退任し、西塚宗郎監査委員及び吉川実監査委員が同月13日に就任しました。

記

第1 監査の請求

1 請求の趣旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

(1) 三重県警察本部（以下「県警本部」という。）は、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）の平成16年4月13日と同年6月8日における三重県月一会（以下「月一会」という。）の会費それぞれ2万円、合計4万円を本部長の交際費から支出した。

(2) 月一会の出席者及び内容について、三重県情報公開条例の規定に基づき開示請求したところ、県警本部からは、三重県総合企画局知事室が平成16年10月に作成した「三重県月一会の案内状送付先に関する文書」の開示を受けただけであり、県警本部は、その支出当時、月一会に関する文書を保管しておらず、月一会の実態は不明で、その内容等を把握していなかった。

月一会会費の支出関係書類として添付された領収書（以下「当該領収書」という。）には、「4月月一会会費として」、「6月月一会会費として」とあるだけであって、月一会会費への公金の支出の目的などは一切不明である。

(3) また、三重県会計規則（以下「会計規則」という。）では、支出に関する証拠書類として領収書を添付する場合には、その要件として「領収年月日並びに領収者の住所、氏名及び領収印」を記載することになっているが、当該領収書には、月一会の幹事の氏名と私印の印影があるだけで、領収者の住所が記載されていない。

領収者の住所が記載されていない当該領収書は、会計規則に定められた要件を充たしておらず、県民等が県警本部の領収者に対する支出が適正に行われたかどうかを確認することができない。

(4) 会計規則において、支出に関する証拠書類として領収書を徴することを求めているのは、債権者に対する二重払いの防止や債権者に対して確実に支出されたか否かを確認するためのものであり、この目的が達せられる限りにおいては領収者の住所が必要でないとする見解もあるが、県警本部は、月一会の内容等を把握していない以上、月一会会費の支出が適正に行われているかを確認する必要から、当該領収書には領収者の住所の記載が必要であった。

(5) よって、県警本部が、領収者の住所の記載がない当該領収書を証拠書類として月一会会費の支出を行ったことは、会計規則に反した違法又は不当な公金の支出に当たることから、既に支出した月一会会費を県に返還させる措置を講じることを求めるものである。

2 監査対象事項

監査対象事項については、「県警本部の平成16年4月13日と同年6月8日における月一会会費の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。」とした。

3 対象部局の監査

平成17年5月6日及び同月26日に、県警察本部警務部総務課及び同部会計課の監査を実施した。

第2 事実関係の調査

1 月一会

(1) 月一会の内容

月一会については、請求人から平成16年10月5日付けで提出された住民監査請求の監査結果（平成16年12月14日付け監査委員公表第14号）に係る関係人調査において、月一会の幹事から次のとおり確認しているところである。

ア 事務所を有しない任意の集まりであって、特に会長等は置かれず、会の規約等もない。

イ 会員名簿はないが、その参加者は本部長以外に、知事、副知事及び出納長、県内に本社、支店、支局等を置く商工関係団体、マスコミ、金融機関、交通関係企業、電力会社等の役員、支局長、支店長等合計25名である。

ウ 8月と12月を除き、月に1回、津市内の料亭で、懇談会を開催し、その時々々の事柄について参加者間で自由に意見交換、情報交換などが行われている。

エ 会費は1人につき1回当たり2万円とする定額制で開催されており、会費は開催の都度出席者から徴収されている。

オ 幹事は、東海地域を範囲とする報道機関の元三重支局長で、当該報道機関の関連企業の役員であって、開催日時、会場の調整等の世話役を務めている。

なお、県警本部によれば、本部長の異動があった都度、幹事から本部長に対し、参加者を含めた月一会の概要等についての説明が行われているとのことであった。

(2) 本部長の月一会への出席等

県警本部の説明によると、月一会から本部長に毎回、案内状があり、県警本部は、本部長が県内の様々な分野の代表者等とその時々々の幅広い分野にわたる意見交換や情報収集を行うほか、県内の犯罪情勢、交通情勢等の治安情勢を説明し、警察行政の取組みに対する協力支援等を求めることができる貴重な機会であるととらえ、月一会に出席しているとのことであった。

平成16年には、警察の犯罪防止への取組みや交通事故防止活動、国際犯罪テロ情勢などの説明を行って意見交換等をしたり、また、国際犯罪テロ等の標的となるおそれがある電気、通信、交通関係等の企業等に対して自主管理体制の強化等について要請を行ったりしていたとのことであった。

なお、平成16年4月と6月に開催された月一会からの案内状（写し）については県警本部では保管されていなかった。

2 月一会会費の支出等

(1) 月一会会費の支出

平成16年4月と6月に開催された月一会会費の支出額はそれぞれ2万円、合計4万円であり、それらは、本部長の交際費から支出されていた。

なお、当該交際費は、県警察本部警務部総務課長にあらかじめ交付された前渡資金から支出されていた。

(2) 月一会会費に係る領収書

平成16年4月と6月の月一会会費に係る前渡資金の精算は、会計規則第43条第1項の規定に基づき、前渡資金精算書に証拠書類として当該領収書を添付の上、行われていたが、当該領収書には、請求人が主張しているように、月一会の幹事の住所は記載されていなかった。

このことについて、県警本部の説明によると、当該領収書には、宛名、日付、金額、領収内容、受領者の氏名の記載及び押印があること、当該領収書は、現金と引き換えに受領したものであることなどから当該領収書に住所の記載がなくても債務の履行を確認できるものであること、「会計実務の取扱いについて（通達）（昭和49年4月1日管理第34号三重県出納局長通知。以下「会計通達」という。）」においても、前渡資金を精算する際、レシートであっても債権者からの支払証拠書として認められていることなどから、当該領収書を正当な支払証拠書類として取り扱っているとのことであった。

(3) 領収書の記載要件等

県の支出の証拠書類の記載方法等については、請求人が主張しているとおり、会計規則第166条第1項第3号及び別表第5において、その証拠書類の記載要件としては「領収年月日並びに領収者の住所、氏名及び領収印」と、その添付書類としては「領収書」と定められている。

3 本部長の交際費の執行基準等

県では、部（局）長等の交際費の執行については、部（局）長等交際費執行基準（平成11年4月1日施行）

を定めており、本部長の交際費についても、部（局）長等交際費執行基準に基づき執行されている。

月一会会費は、この基準の「各種催事、懇談会等に出席する場合の会費及び負担金」に該当し、この基準には、当該懇談会等に出席するに当たっては「催事の趣旨、出席者の範囲、県行政との係わり、開催場所等を勘案し、出席の要否を判断して執行するものとする。」と定められている。

第3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、県警本部の平成16年4月と6月分における月一会会費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。

したがって、請求人の請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 結論に至った理由

(1) まず、請求人は、月一会の実態は不明であって、県警本部はその内容等を把握しておらず、月一会会費への支出の目的などは一切不明であると主張しているため、このことについて判断する。

確かに、県警本部は、月一会の開催に関する文書（案内状）を保管していなかったが、月一会は、第2の1の(1)のとおり、県内の様々な分野の代表者等が出席する任意の集まりであり、その趣旨、目的等を文書化したものは特になかったものの、本部長は幹事から月一会の概要等について説明を受けており、また、本部長はその出席者と幅広い分野にわたる意見交換、情報交換等を目的として月一会に出席しているとのことなどから、月一会の実態は不明であって、県警本部がその内容等を把握しないまま月一会会費を支出していると断ずることはできない。

(2) 次に、請求人は、月一会会費の支出が適正に行われているかを確認する上で、当該領収書には領収者の住所の記載が必要であり、領収者の住所の記載がない当該領収書を証拠書類として月一会会費の支出を行うことは、会計規則に反した違法又は不当な公金の支出に当たると主張しているため、このことについて判断する。

ア 領収書は、請求人が主張しているとおり、正当な債権者に対する債務の履行（支出）を証明する文書であって、後日その履行の有無等の問題が生じた場合に当該履行の内容を証明する必要があることから、会計規則第166条第1項第3号及び別表第5において、その支出に関する証拠書類として領収書の添付を求め、その記載要件として「領収年月日並びに領収者の住所、氏名及び領収印」を定めている。

イ しかし、月一会会費は、第2の2の(1)のとおり前渡資金として支出されており、前渡資金の場合、通常の支出方法とは異なる取り扱いが認められている。

会計通達によれば、交際費等に係る資金前渡の精算を行うに当たっては、当該受領の事実を確認することなどができる場合であれば、レシートであってもその支払証拠書として取扱うことができることになっている。

そこで、月一会会費の支出について検討すると、月一会は第2の1の(1)のとおり目的及び参加者の集まりであって、月一会会費は月一会の開催当日に当該領収書と引き換えに支払いが行われており、当該領収書には宛名、日付、金額、領収内容、領収者の氏名（幹事の氏名）の記載及び押印があれば、その債務の履行の事実を確認することができるとともに、後日その履行の有無等の問題が生じるおそれがないと認められる。

また、月一会は第2の1の(1)のとおり事務所を有しない任意の集まりであることなどから、当該領収書には領収者の住所が記載されていないものの、支払・受領の証として認められないとまではいえず、会計規則に定める領収書の要件を欠いているとは認められない。

(3) 月一会会費の額については、第2の3のとおり、部（局）長等交際費執行基準において、その出席については催事の趣旨、出席者の範囲、県行政との係わり、開催場所等を勘案して判断することとなっている。

月一会は、第2の1の(1)のとおり県内の様々な分野の代表者等が出席する集まりであって、本部長はその出席者と幅広い分野にわたる意見交換、情報交換等を目的として出席していると認められ、また、その出席者の社会的地位、会場等を勘案すれば、月一会会費の額が、社会通念上相当の範囲を逸脱したものであるとまではいえない。

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

平成17年国勢調査「調査についてのお知らせ」(世帯リーフレット)印刷業務委託

(2) 履行期限

平成17年7月22日(金)までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示す証明書等を平成17年6月21日(火)午後4時までに、4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (3) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (5) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(県内の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総合企画局統計調査室 人口統計グループ 担当 大松、伊藤

電話 059-224-2044

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成17年6月14日(火)から同月21日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時30分までの間に配布します。ただし、6月21日(火)は午後3時までとします。

(3) 入札説明書(仕様書)の説明

入札説明書(仕様書)配布時において個別に説明します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成17年6月24日(金)午前10時

場所 三重県津市栄町1-954

三重県民サービスセンター6階第63会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札した者とします。

なお、再度入札においても落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、3回目でも最低の価格をもって入札を行った者と随意契約を行うことができるものとします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書の作成の要否
契約書を作成することが必要です。
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名
懸垂幕及び横断幕
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書（仕様書）によります。
- (3) 納入期限
平成17年8月5日（金）とします。
- (4) 納入場所
入札説明書（仕様書）によります。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示す証明書等を平成17年6月21日（火）午後4時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (3) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (5) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(県内の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総合企画局統計調査室人口統計グループ 担当 伊藤、藤岡

電話 059-224-2044

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成17年6月14日(火)から同月21日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時30分までの間に配布します。ただし、6月21日(火)は午後3時までとします。

(3) 入札説明書(仕様書)の説明

入札説明書(仕様書)配布時において個別に説明します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成17年6月24日(金)午後1時30分

場所 三重県津市栄町1-954

三重県民サービスセンター6階第63会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

なお、再度入札においても落札者がいないときには、予定価格の範囲内において、3回目で最低の価格をもって入札を行った者と随意契約を行うことができるものとします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第

72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することが必要です。
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年8月6日まで縦覧に供します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人三重にフリースクールを作る会
- (2) 代表者の氏名
石山 佳秀
- (3) 主たる事務所の所在地
津市広明町328番地
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、フリースクールの設立・運営及び県内にある各フリースペースとの連携を進める事業を行い、不登校の子どもとレギュラスクール以外の学びの場を求める子どもに対して、学びの場を保障・拡大し、子どもの成長の支援と子どもを主体とした教育の創造・発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年8月3日まで縦覧に供します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人多度自然育成の会
- (2) 代表者の氏名
水谷 雅恒
- (3) 主たる事務所の所在地
桑名市多度町北猪飼582番地1
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、環境にやさしい町づくりのため、環境保全に関する各種事業を行い、もって地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年8月3日まで縦覧に供します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人アーツ プラネットプラン フローム イガ

(2) 代表者の氏名

森田 耕太郎

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市伊勢路字青山1381番地の77

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民等に対して、美術、工芸など造形芸術の創作活動と鑑賞の機会などを提供し、造形芸術、文化に関する理解と普及の促進を図るとともに造形芸術を活かしたまちづくりへの提言を行い、さらに、その担い手の育成を図る事業を行うことにより、自然と人の営みが調和し、心豊かで潤いがある生活を実現し、芸術文化を通して人々がふれ合い交流する、活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民局生活環境森林部に備え置いて、平成17年8月6日まで縦覧に供します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成17年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO法人JKC-art

(2) 代表者の氏名

皇甫 潤

(3) 主たる事務所の所在地

一志郡一志町大字八太471番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ジャパン・コリア・チャイナをはじめとするアジア近隣諸国との文化交流を促進させ、友好親善を深めるために、互いの音楽や生活などに関する文化の紹介を行うと共に、環境破壊に警鐘を鳴らし、もって人権擁護及び世界平和に寄与することを目的とする。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 試験の日時及び場所

年	月	日	時	間	場	所
---	---	---	---	---	---	---

平成17年10月30日(日)	午前10時から正午まで	津市栗真町屋町 三重大学 熊野市木本町 三重県立木本高等学校
----------------	-------------	-----------------------------------

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成17年8月1日(月)から同月10日(水)まで

(2) 受付場所

各県民局保健福祉部

ただし、土曜日及び日曜日の受付はいたしません。また、郵送による受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

各県民局保健福祉部

4 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成17年10月30日(日)	午前10時から正午まで	津市栗真町屋町 三重大学 熊野市木本町 三重県立木本高等学校

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成17年8月15日(月)から同月19日(金)まで

(2) 受付場所

各県民局保健福祉部

なお、郵送による受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

各県民局保健福祉部

4 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

中野西土地改良区(四日市市中野町636番地の2)

退任理事

四日市市中野町1767

” ” 1785

” ” 1183 - 1

” ” 946

” ” 1556 - 4

山 川 学

山 川 豊 茂

山 川 一 信

市 川 忠 文

山 川 信 隆

退任監事

四日市市中野町1295 - 4

” ” 1793 - 2

市 川 武

山 川 一 良

就任理事

四日市市中野町1183 - 1

” ” 946

” ” 1556 - 4

” ” 1293

山 川 一 信

市 川 忠 文

山 川 信 隆

市 川 哲 夫

四日市市中野町1126	市川 巖
就任監事	
四日市市中野町1310 - 9	齋藤 重樹
" " 1798	山川 正男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市場土地改良区（四日市市場町1629番地）

退任理事

四日市市場町2154	鈴木 武
" " 1998 - 1	相馬 政吉
" " 1375	森田 好喜
" " 2151	斉藤 栄一
" " 1321 - 1	斉藤 弘
" " 1276 - 3	斉藤 悟

退任監事

四日市市場町931	石垣 武男
" " 1644	谷口 哲夫

就任理事

四日市市場町2154	鈴木 武
" " 1998 - 1	相馬 政吉
" " 1375	森田 好喜
" " 2151	斉藤 栄一
" " 1321 - 1	斉藤 弘
" " 1276 - 3	斉藤 悟
" " 2092 - 2	谷口 太加吉

就任監事

四日市市場町1644	谷口 哲夫
" " 931	石垣 悟司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

就任理事

鈴鹿市下大久保町2289 - 31	熊沢 逸雄
-------------------	-------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地）

就任理事

桑名郡木曾岬町大字加路戸5番地	平野 勲
-----------------	------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）の定款の変更を認可しました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地）の定款の変更を認可しました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営湛水防除事業（小規模）大鳥居地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成17年6月14日から同年7月12日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営防災ダム事業（防災ため池）（大規模）菟川・寺家池地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成17年6月14日から同年7月12日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池等整備工事一般型）虚空蔵池地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

2 縦覧の期間

平成17年6月14日から同年7月12日まで

3 縦覧の場所

河芸町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池等整備工事一般型）藤堂池地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2 縦覧の期間

平成17年6月14日から同年7月12日まで

3 縦覧の場所

美杉村役場

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務内容

平成17年度肥料成分等分析委託業務

(2) 業務内容の特質等

業務内容に関し、仕様書で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期限

平成18年3月31日（金）までとします。

(4) 履行場所

契約業者内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成17年6月23日（木）正午までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す書類

(2) 「競争入札参加資格審査（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (5) 計量証明事業登録証の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県農水商工部農水産物安全室農薬・肥料グループ 担当 山端
TEL 059-224-2543 ファクシミリ 059-224-2558

(2) 入札説明書及び仕様書の配布方法

(1)の場所で、平成17年6月14日(火)から同月21日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時までの間に、配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月28日(火)午後1時30分
イ 場所 三重県津市広明町13 三重県庁厚生棟1階S103会議室

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。
イ 場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
データ・プログラム外部保管委託業務
- (2) 委託業務履行場所
受託業者データセンター 他
- (3) 委託業務の仕様
入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 委託業務期間
平成17年8月1日から平成18年3月31日までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示す要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) BS 7799-2、ISMSのいずれかを認証取得していること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示す証明書等を平成17年6月21日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県内の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (5) BS 7799-2、ISMSのいずれかの認証取得を証明する書類の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域振興部情報基盤室 担当 岡島、宮木
電話 059-224-3363
ファクシミリ 059-224-2207
E-mail network@pref.mie.jp
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
①の場所で、平成17年6月14日（火）から同月21日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。
- (3) 入札書提出の日時及び場所
日時 平成17年6月28日（火）午前11時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁本庁舎 2階 地域振興部会議室
ただし、郵送による入札については、平成17年6月27日（月）午後5時までに、①の場所へ書留郵便で必着する必要があります。
- (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した委託業務を遂行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

キ 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

5 その他

(1) 仕様及び入札に関する疑義、確認等は、平成17年6月21日(火)午後5時までに、質疑応答票で行うものとし、地域振興部情報基盤室で受け付けることとします。(ファクシミリ又はE-mail可)

なお、回答は質問者にファクシミリ又はE-mailにより送信します。また、電話による照会については、応じられないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画下水道事業
宮川流域下水道(宮川処理区)
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
伊勢市勢田町622
南勢志摩県民局伊勢建設部
- 4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 17 年 5 月 16 日	久居市明神町字狭見山1499 - 36	松阪市嬉野宮古町452 - 4 日古見 健 三
平成 17 年 5 月 19 日	員弁郡東員町大字鳥取字菊若1247 - 1	四日市市小牧町2673 - 8 近 藤 貴 裕 近 藤 あ い 桑名市星見ヶ丘 2 丁目714グレイス201号 近 藤 亮 近 藤 倫 代
平成 17 年 5 月 19 日	桑名市多度町香取字高割394 - 3	桑名市多度町香取95 伊 藤 宗 男
平成 17 年 5 月 20 日	松阪市六軒町字浜田49 - 1 地先ほか 4 筆	松阪市六軒町52 - 6 尾 崎 祐 介
平成 17 年 5 月 23 日	度会郡御園村大字新開字下倉321 - 1 ほか 1 筆	多気郡明和町大字坂本1206 - 15 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 俊 哉
平成 17 年 5 月 23 日	伊賀市荒木字川原533 - 3	津市大字藤方501 - 62 株式会社メディカルー光 代表取締役 南 野 利 久
平成 17 年 5 月 25 日	員弁郡東員町大字大木字西六把野1677 - 1 ほか23 筆	鈴鹿市岡田 2 丁目 7 - 23 太洋不動産株式会社 代表取締役 高 橋 茂
平成 17 年 5 月 26 日	桑名市長島町押付字小六533 - 14ほか 1 筆	桑名市長島町押付615 - 1 服 部 友 一
平成 17 年 5 月 26 日	桑名市大字小貝須字安楽1193 - 2	桑名市大字赤須賀2141 水 谷 俊 彦
平成 17 年 5 月 26 日	亀山市川合町字山神戸748 - 1 の一部ほか 2 筆	亀山市川合町1217 - 2 有限会社シラカワ 代表取締役 中 川 賢 一
平成 17 年 5 月 31 日	久居市新町2115 - 5 ほか21筆 " 野村町字西生子882 - 2 ほか 5 筆	大阪府大阪市北区大淀中 1 丁目 1 - 88 積水ハウス株式会社 代表取締役 和 田 勇

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

平成17年 5月24日	三重郡菰野町大字永井字東前野3098-1の一部ほか2筆 三重郡菰野町大字永井字北前野3099-15の一部ほか1筆	四日市市鶴の森2丁目1-19 ジャパンマテリアル株式会社 代表取締役 伊藤 徳一
----------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 物品等の名称 三重県総合税システム用機器類調達
- 2 契約の形態 賃貸借契約（契約期間 平成17年10月1日～平成22年9月30日）
- 3 担当部局 三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館2階
三重県総務局税務政策室 電算グループ
- 4 落札者を決定した日 平成17年5月30日（月）
- 5 落札者 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
日本電子計算機株式会社 営業本部長 島尾 英明
- 6 落札金額 819,000,000円（うち消費税及び地方消費税39,000,000円）
- 7 決定手続 一般競争入札
- 8 入札公告日 平成17年4月19日（火）

お知らせ

若年者早期就職支援セミナー委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を次のとおり行います。

平成17年6月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 公募対象事業
 - (1) 名称 若年者早期就職支援セミナー委託業務
 - (2) 目的 職業講話や個別カウンセリング等を通じた若年求職者の早期就職支援
 - (3) 委託内容 若年者早期就職支援セミナーの企画及び運営
- 2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約締結時点で三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
 - (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに（1時間程度で）来庁できる者であること。
 - (6) 5に掲げる説明会に参加できる者であること。
- 3 最優秀提案者決定の評価基準

独創性、企画性、経済性、就職への有効性、カリキュラムの適正、講師の適正、会場の適正及び広報・募集方法
- 4 企画提案関係書類の交付

企画提案に係る書類を次のとおり交付します。

- (1) 交付期間 平成17年6月14日(火)から同月21日(火)まで(土曜日及び日曜日は除きます。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 三重県生活部雇用・能力開発室(三重県庁8階)
三重県津市広明町13番地
- (3) 交付書類
 - ア 企画提案コンペ参加申込書
 - イ 企画提案コンペ参加仕様書
 - ウ 企画書作成に係る仕様書

5 説明会の開催

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催します。
なお、説明会に参加できる人数は、1社当たり2名までとします。

- (1) 日時 平成17年6月24日(金)午後2時
- (2) 場所 三重県生活部相談室(三重県庁8階)
三重県津市広明町13番地

6 説明会後の日程

(1) 企画提案書の提出

- ア 様式及び内容 仕様書で指定のものとしします。
- イ 提出期限 平成17年7月4日(月)午後5時
- ウ 提出場所 4の(2)に同じです。
- エ 提出方法 ウの場所へ持参してください。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の提出後、プレゼンテーション参加提案者を選定して通知します。
プレゼンテーションに際してOA機器等を使用する場合は、各提案者が用意するものとします。

(3) 委託契約の締結

プレゼンテーション実施後、最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

7 その他

- (1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された各提案書は、返却しません。
- (4) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費については、各提案者の負担とします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活部雇用・能力開発室 担当 平子
電話 059-224-2461

正 誤

平成17年6月7日付け三重県公報1682号に登載しました、基本測量を実施する旨の通知の公告中

ページ	行	誤	正
43	3	亀山町	亀山市

平成17年3月31日付け三重県公報号外に登載しました、三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程中

ページ	行	誤	正
2	下から15	第17章を第19章とする。	第17章中第17条を第19条とし、同章を第8章とする。

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年6月14日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862